

ワイドバンドシステム小特集号 学生奨励賞選奨規定
(平成 28 年 11 月 28 日 専門委員会議決)

- 第 1 条 ワイドバンドシステム小特集号学生奨励賞（以下、WBS 学生奨励賞と略す）は、本学会英文論文誌ワイドバンドシステム小特集号（Special Section on Wideband Systems）に採録された論文（フルペーパーのみ）のうち、第一著者が投稿年の 3 月 31 日の時点で学生である論文から特に優秀なものを選び、その第一著者に授与される。
- 第 2 条 WBS 学生奨励賞は、以前に受賞歴のある著者を受賞しても差し支えない。
- 第 3 条 WBS 学生奨励賞は、賞状ならびに副賞とし、別途定める授与方法により、贈呈する。
2. 副賞として、賞金 10,000 円を授与する。
- 第 4 条 WBS 学生奨励賞を選定するため、WBS 学生奨励賞選定委員会を設置する。選定委員会の審議にもとづき、受賞候補論文をワイドバンドシステム研究専門委員会へ推薦し、ワイドバンドシステム研究専門委員会の議決により決定する。
- 第 5 条 WBS 学生奨励賞選定委員会の構成ならびに WBS 学生奨励賞受賞候補論文の具体的な選定方法については、別途定める。
- 第 6 条 この規定の改廃は、ワイドバンドシステム研究専門委員会の議決によって行う。

付 則

この規定は、平成 28 年 11 月 28 日から施行する。

具体的な選定方法

- ・選定委員会は、当該年度のワイドバンドシステム小特集号編集委員会とする。
- ・選定委員会幹事（編集幹事）は、対象論文の担当編集委員及び査読者 2 名の計 3 名に、第 2 回査読依頼時に採点ならびに推薦コメントを依頼（依頼内容は別添付 1）する。
- ・選定委員会は、採点結果及び推薦意見をもとにして、選定委員会内で推薦する受賞対象候補論文を決定し、ワイドバンドシステム研究専門委員会へ推薦する。
- ・ワイドバンドシステム研究専門委員会は、委員会の議決によって、本受賞論文を決定する。

(参考) 電子情報通信学会学術奨励賞の対象者は開催年の 12 月 31 日時点で 33 歳未満のもの。

以上